

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
EALに関する記載の修正	・ 原子力災害対策指針等の改正内容の反映等
様式類の修正	・ 法令の改正に伴う修正 ・ 泊発電所1 / 2号機および3号機の設備の違いによる記載漏れを防止するための注意事項を追記
2020年度の泊発電所原子力事業者防災業務計画読み替え内容の反映	・ 国土交通省自動車局の組織再編に伴う修正
その他	・ 記載の適正化等

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正および定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、原子力災害対策特別措置法に基づく通報や業務に必要な設備および資機材の整備、原子力防災教育および原子力防災訓練の実施並びに国、関係地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放出放射エネルギー評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。